

議題

- (1) 森永ミルク中毒事件の概要について
- (2) 各自治体に御協力いただきたい事項

(1) 森永ミルク中毒事件の概要について

(2) 各自治体にご協力いただきたい事項

事案

- 1955年（昭和30年）6月から8月にかけて、西日本の各府県（岡山県、広島県、京都府、大阪府、兵庫県など）において人工栄養児の間に原因不明の発熱、頑固な下痢、汗疹様発疹、皮膚の異変などを主症状とした疾病が続発。
- これは、1955年4月から8月の間に森永乳業株式会社徳島工場で生産された育児用粉乳の中に、大量のひ素化合物が混入していたことが原因であった。ひ素は乳質安定剤として使用した「第二燐酸ソーダ」に含まれており、粉乳中のひ素化合物の濃度は乳児が飲めば急性ないしは慢性ひ素中毒を引き起こす量であった。

三者会談確認書

- 昭和48年9月、厚生大臣（斎藤邦吉大臣）が「守る会」、「森永乳業」及び「国」の三者による話し合いを提唱し、第5回の三者会談（昭和48年12月23日）において、三者間で合意が成立した。

確 認 書

厚生省、森永ミルク中毒の子どもを守る会（以下、「守る会」という。）及び森永乳業株式会社（以下、「森永」という。）は、昭和30年に発生した森永ミルク中毒事件の全被害者を恒久的に救済するため、昭和48年10月12日を第1回として5回にわたり、三者による会談（以下「三者会談」という。）を続けてきたところ、今日までに下記の条項について、互いに合意に達したので、ここに、そのことを明らかにするためにこの確認書を作成する。

記

1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとともに、今後、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。
2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案（以下「恒久対策案」という。）を尊重し、すべての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。
3. 「森永」は前2項の立場にたって救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。
4. 厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会が行政上の措置を依頼した時は、これに協力することを確約する。
5. この確認書は、被害者救済のための第一歩であって、今後、厚生省、「守る会」及び、「森永」は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続し、「恒久対策案」実現のために努力することを確約する。なお、このための必要な措置として「三者会談」の中に、「救済対策推進委員会」を設置する。

昭和48年12月23日

令和6年度「三者会談」等の開催①

- 第三次10ヵ年計画（※）に係る行政協力の推進として、「障害のある被害者の生活設計実現の援助と自主的健康管理の援助に係る行政協力の促進」、「行政協力の仕組みづくりの推進」等について、厚生労働省、守る会、森永乳業及びひかり協会の四者の構成メンバーで協議等を実施している。

※公益財団法人ひかり協会が実施する救済事業の長期計画である。現行の計画は2021年度から2030年度の期間で策定されている。

参考：令和6年度の開催状況

- ・令和6年 6月 7日(金) 第189回「三者会談」救済対策推進委員会
- ・令和6年 8月25日(日) 第 57回「三者会談」
- ・令和6年10月 4日(金) 第190回「三者会談」救済対策推進委員会
- ・令和6年12月 6日(金) 第191回「三者会談」救済対策推進委員会
- ・令和7年 3月 7日(金) 第192回「三者会談」救済対策推進委員会(予定)

令和6年度「三者会談」等の開催②

直近の「三者会談」等での協議内容に関連した、特に了知いただきたい事項

1. 特定健康診査診療情報提供（みなし健診）事業について 別添

特定健康診査について、高齢者の医療の確保に関する法律第20条に基づき、保険者は

- ・ 40歳以上の加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書類の提出を受けたとき等は、特定健康診査を行ったものとみなすことができることとしている。

具体的には、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」において、診療における検査結果を特定健康診査の結果として活用する場合の条件や、

- ・ あらかじめ関係者間で手順や費用の支払い等について契約内容を取り決めておくこと
- ・ 保険者から患者本人に対し、保険者等が提供する健診を受診していないが、かかりつけ医のもとで実施された診療における検査結果があれば、特定健康診査の結果として活用できることを説明すること。
- ・ 患者本人が、通院時に保険者からかかりつけ医宛の依頼書等を持参し、かかりつけ医に相談すること

などの、診療情報の提供に関する具体的な手順を示している。

(R6.8.25三者会談)

令和6年度「三者会談」等の開催③

直近の「三者会談」等での協議内容に関連した、特に了知いただきたい事項(続き)

2. 障害のある被害者の生活設計実現での行政協力の推進について

障害者本人の意思を尊重し、希望する暮らしを実現していくためには、**障害者本人に関わる支援者が一体となって丁寧に意思決定支援を実施していくことが重要**である。

障害者の意思決定支援の推進については、

- 第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）に係る国の基本指針において、新たに、**都道府県による意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施について盛り込む**とともに、研修の実施回数や修了者数の見込みを活動指標として設定することとしたほか、
- 令和6年度報酬改定において、相談支援及び障害福祉サービス事業等の運営に関する基準の解釈通知において、**相談支援専門員が開催するサービス担当者会議及びサービス管理責任者が開催する個別支援会議に障害者本人の参加を原則とする**など、当該ガイドラインを踏まえた規定の追加などの対応を行ったところ。

(R6.10.4救済対策推進委員会)

直近の「三者会談」等での協議内容に関連した、特に了知いただきたい事項(続き)

3. 成年後見制度の利用推進について

障害者の権利擁護が求められる中、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段である。令和4年度からは第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用の促進を図っているところ。

また、経済的な理由により成年後見制度の利用が困難な障害者について、成年後見制度の利用に要する費用について補助を行う成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度を必要とする人を制度利用につなぐものであり、権利擁護を図る上で重要である。

毎年実施している市町村向け調査※の結果によると、令和6年4月1日時点では、1,673の市町村において、「報酬助成に関する要綱やマニュアル等がある」との回答があったところ。

今後も状況の把握に努めながら、引き続き成年後見制度利用支援事業の適切な実施について周知するなど、制度の利用促進を図っていく。

※出典：「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」（数値については速報値のため精査中。）

被害者の現状

■ 現在の被害者総数：13,463名（令和6年11月30日現在）

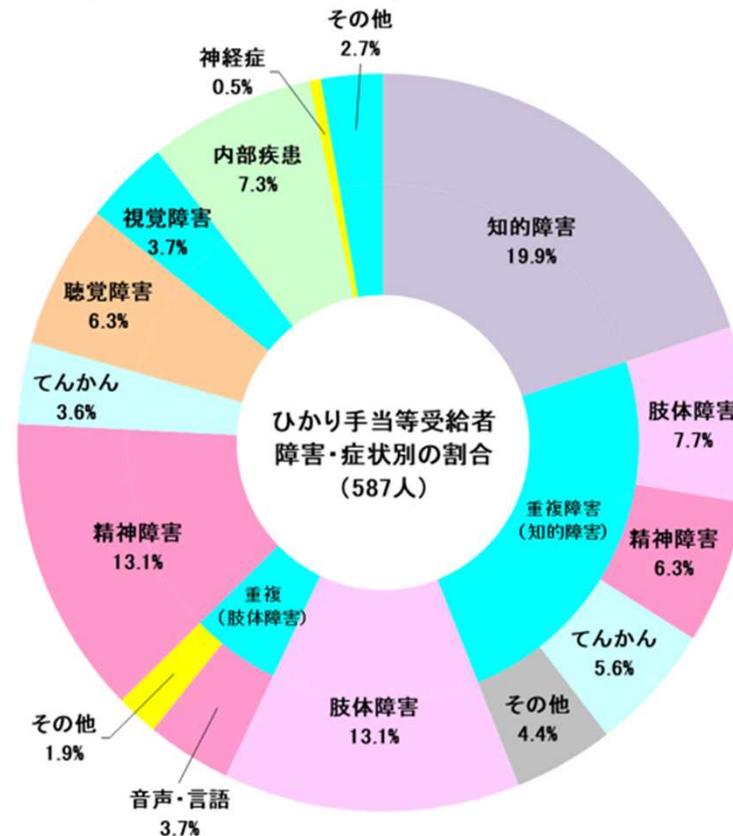
都道府県No	都道府県名	被害者数			
1	北海道	22	28	兵庫県	1,502
2	青森県	1	29	奈良県	480
3	岩手県	1	30	和歌山県	420
4	宮城県	6	31	鳥取県	58
5	秋田県	5	32	島根県	233
6	山形県	1	33	岡山県	1,830
7	福島県	7	34	広島県	2,035
8	茨城県	26	35	山口県	438
9	栃木県	27	36	徳島県	418
10	群馬県	7	37	香川県	480
11	埼玉県	73	38	愛媛県	618
12	千葉県	113	39	高知県	119
13	東京都	256	40	福岡県	624
14	神奈川県	149	41	佐賀県	33
15	新潟県	2	42	長崎県	73
16	富山県	4	43	熊本県	140
17	石川県	10	44	大分県	37
18	福井県	73	45	宮崎県	7
19	山梨県	2	46	鹿児島県	90
20	長野県	11	47	沖縄県	4
21	岐阜県	16	48	アメリカ	9
22	静岡県	31	49	アルゼンチン	1
23	愛知県	106	50	シンガポール	2
24	三重県	56	51	ブラジル	1
25	滋賀県	292	52	フランス	2
26	京都府	707	53	台湾	1
27	大阪府	1,803	54	中国	1
					13,463

海外 17

被害者の現状

- 被害者の方々は、障害のあるなしにかかわらず健康に対する関心が高い。全ての被害者が65歳以上となり、生活習慣病の発症・重症化を予防するため、全被害者の健康の保持増進及び適切な医療・介護サービスの提供等が重要である。

- 障害などの状況（2024年3月末現在）



- 全ての被害者が令和2年8月までに65歳を迎えたことから、障害により介護を必要とする被害者が、介護保険サービスを利用することが予想される。

被害者のニーズ

■ 被害者は、心身の状態や社会生活の状況に応じて、以下のようなニーズを有している。

- ① 加齢に伴い親族との同居や単身生活が困難になる。また、親族の高齢化による介護力の低下がみられる。そのため、施設入所やグループホーム利用の支援及びホームヘルプサービス等の利用に対する援助。
- ② 親なきあとの人権保障や財産・日常金銭管理など後見的援助を必要とする事項への対応。
- ③ 介護保険サービス優先の考え方によって、サービスの質や量が低下することで、現在の生活が安定・維持できるかという不安への対応。
- ④ 加齢に伴う心身機能の低下から医療機関に入院すると、退院後の医療ケアが必要なために元にした施設に戻ることができないのではないかという不安への対応。
- ⑤ 健康管理・看護・医療・リハビリ等のため、保健師や精神保健福祉相談員、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等による対応やデイケアセンターへの通所の実現。
- ⑥ 就労のための準備訓練、雇用の促進と安定のための支援の強化、福祉施設などへの通所の実現。また、障害・症状の悪化に伴う退職等による「日中活動の場」の確保に対する支援。
- ⑦ 上記の項目に関連して、地域の支援ネットワークづくり（行政機関・主治医・相談支援事業者・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・訪問看護師等との連絡調整）。

■ 公益財団法人ひかり協会においても、これらのニーズに対応するため、

- ① 自主的健康管理の援助事業
- ② 障害のある被害者の生活設計実現の援助事業
を救済事業における重点事業と位置付けている。

(1) 森永ミルク中毒事件の概要について

(2) 各自治体に御協力いただきたい事項

救済事業への行政協力①

- ひかり協会が行う森永ミルク中毒事件被害者の救済事業については、かねてより御高配をいただいているところです。

厚生労働省からも、以下の3つの通知を発出し、都道府県等に対し救済事業への行政協力を依頼しています。

- 「**（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）**」

参考資料 1

平成25年2月27日付け食安企発0227第1号食品安全部企画情報課長通知
(平成3年7月8日衛食第91号通知の一部改正)

- 「**（公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）**」

参考資料 2

平成25年2月27日付け食安企発0227第2号食品安全部企画情報課長・障障発0227第2号
障害保健福祉部障害福祉課長通知
(平成19年1月22日食安企発第0122001号・障障発第0122001号通知の一部改正)

- 「**（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について（依頼）**」

参考資料 3

平成25年2月27日付け食安企発0227第3号食品安全部企画情報課長・老高発0227第1号老健局高齢者
支援課長・高振発0227第1号老健局振興課長・老老発0227第2号老健局老人保健課長通知

救済事業への行政協力②

■ また、高年齢期を迎えた障害のある被害者が直面している「生活の場の確保」に関連して、前掲の施設入所等に関する通知を再度周知するため、各都道府県に対し以下の通知を発出しています。

●「**（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について（依頼）**」 参考資料 4

平成28年9月26日付け事務連絡

この事務連絡においては、

- ・取組の具体例を示した上で、積極的な行政協力の継続
- ・実際に支給決定等の事務を行う市町村への関係通知を含めた周知を依頼しています。

この趣旨を十分御理解のうえ、具体的には以下のような御協力をお願いします。

- ・施設入所やグループホーム等の利用希望被害者が円滑に入所・利用できるような積極的な行政協力を行う。
- ・医療的なケアが必要となり、一時的に施設を退所せざるを得なくなった被害者が、治療後スムーズに元の安定した生活の場に復帰できるよう調整を行う。

なお、現在も「生活の場」の確保が問題となっている被害者は少なからずおり、安定した「生活の場」の確保に至っていませんので、引き続き積極的な御協力をお願いします。

救済事業への行政協力③

■さらに、近年の被害者の高齢化に伴い、今後、介護サービスの利用等のさらなる増加が想定されることから、都道府県や市町村の森永ひ素ミルク中毒関係担当窓口課における、被害者側からのご相談への対応について改めてまとめ、各都道府県に対し以下の通知を発出しました。

●「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について（依頼）」参考資料5

令和6年6月21日付け健康・生活衛生局総務課 老健局高齢者支援課 老健局認知症施策・地域介護推進課
老健局老人保健課事務連絡

具体的には、以下のとおりお示ししておりますので、引き続きご協力をお願いします。

- ・ ひかり協会から窓口課に対し、被害者の生活の状況や利用する介護サービスの調整にあたっての意向等について情報提供があった場合には、被害者が居住する市町村の介護保険主管部局への情報共有（救済事業に係る情報共有を含む。）を行うこと。
- ・ 併せて、介護保険主管部局に対し、被害者が利用する地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等への情報共有（救済事業に係る情報共有を含む。）を適切に実施するとともに、ひかり協会と十分な連携を図るよう依頼すること。

「森永ひ素ミルク中毒被害者等対策対象者名簿」について

- 今年中に、すべての森永ミルク中毒被害者が70歳以上となりますが、親族の高齢化や社会情勢の変化等に伴い、救済事業は一層重要性を増しています。なかでも障害のある被害者に対する救済事業は、保健福祉サービスの提供等の行政協力が当該事業を推進する上で必要不可欠です。
- そのため、ひかり協会は救済事業の一環として、これら障害のある被害者の具体的なニーズを把握し、これらを記載した「森永ひ素ミルク中毒被害者等対策対象者名簿」を協会地区センター事務所等から関係都道府県窓口課に提出しているところ。
各都道府県で保管管理されている当該名簿について、個人情報取り扱い上、問題がなければ名簿の写しを被害者が居住する市町村に交付してください。

行政機関・協会地区センター事務所等との連絡調整

- 救済事業に関する行政協力を円滑に推進するためには、担当窓口課のみならず、医療、保健、障害福祉、介護保険等を所管する部局、保健所等の関係機関、障害のある被害者が在住する市町村の関係部局や都道府県労働局等、極めて広範囲の行政機関並びに協会地区センター事務所等と十分な連絡調整を図ることが必要です。

引き続き、関係者による懇談会の開催等によって、定期的な連絡の場をもたれるよう特段の御配慮をお願いします。

- また、提出のあった「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の保管及び活用については、プライバシー等個人情報の保護に十分留意しながら協議検討し、障害のある被害者に対して、適切な保健福祉サービス等の提供が行われるよう御配慮をお願いします。

なお、協会地区センター事務所等から当該連絡調整の場への参加の要望、及び協会が主催する地域救済対策委員会等に出席依頼があった場合には、積極的に対応されるようお願いします。

ひかり協会における「第三次10ヵ年計画」への理解・協力

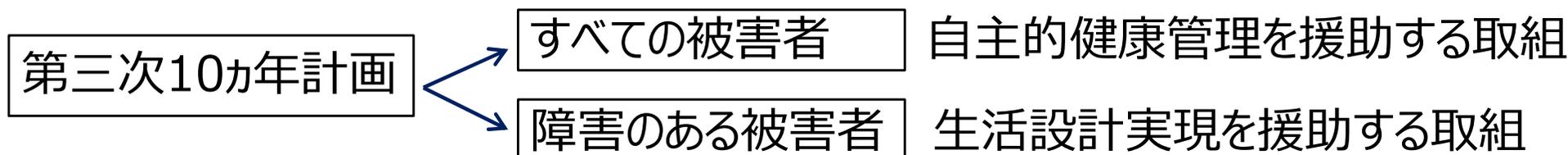
■ 関係都道府県市におかれましては、障害のある被害者の方々が円滑に障害者自立支援制度を活用していただけるよう、関係部局と十分な連携のもとに対応されるようお願いいたします。

■ また、「40歳以降の救済事業」を効果的に進めるため、ひかり協会において、平成13年度から平成22年度を計画期間として策定された「第一次10ヵ年計画」は平成22年度をもって終了しました。

その後、平成23年度から令和2年度を計画期間とした「第二次10ヵ年計画」が策定され、この計画に基づいた2つのブロック年次計画（「すべての被害者の自主的健康管理を援助するブロック年次計画」及び「障害のある被害者の将来設計を実現するブロック年次計画」）が平成26年度から進められ、令和2年度をもって終了しました。

現在は、令和3年度から令和12年度を計画期間とした「第三次10ヵ年計画」が策定され、2つの重点事業（「すべての被害者の自主的健康管理の援助事業」及び「障害のある被害者の生活設計実現の援助事業」）をさらに継続することとされております。

本計画が円滑に実施されるためにも、行政協力は必要不可欠となっておりますので、関係都道府県市におかれましては特段の御協力をお願いいたします。



健康管理手当の収入認定について

■ 以下の通知のとおり、ひかり協会が創設した「健康管理手当」は、生活保護制度上収入として認定しない取扱いとなりますので、必要な事務が円滑に進められるよう、関係者に周知していただきますようお願いいたします。

●「ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」 参考資料 6

平成27年11月27日付け生食企発1127第1号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知
(平成26年8月28日食安企発0828第2号の一部改正)

住所不明者の情報提供について

- 以下の通知のとおり、住所不明者の情報提供について、各自治体において通知の内容を踏まえ、御協力いただきますようお願いいたします。

- 「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について（依頼）」

参考資料 7

平成26年12月3日付け食安企発1203第2号食品安全部企画情報課長通知

障害福祉制度における給付と介護保険制度との適用関係①

- 障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係については、以下の通知によって適用関係に係る留意事項が示されているところです。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について **参考資料 8 の別添 1**
平成27年3月31日障企発0331第1号・障障発0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長障害福祉課長通知
(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号の一部改正)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について **参考資料 8 の別添 2**
平成27年2月18日付け事務連絡
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の適用関係に係る留意事項について **参考資料 9**
平成29年7月12日付け事務連絡
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について **参考資料 10**
令和5年6月30日付け事務連絡

障害福祉制度における給付と介護保険制度との適用関係②

- また、以下の事務連絡において、適用関係に係る留意事項を改めて自治体に周知しております。

関係部局と連携の上、その運用に遺漏がないよう、御対応をお願いします。

- 「**（公財）ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）**」 参考資料 8

平成31年 1月10日付け事務連絡

この事務連絡では、障害のある被害者や（公財）ひかり協会から相談があった場合には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」（平成19年 3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年 2月18日付け事務連絡）に基づき、市町村において、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、障害保健福祉部局と介護保険部局とが連携し、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めることとし、障害のある被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう、市町村等の関係行政機関と緊密な連絡調整を図るとともに、管内市町村あてに周知徹底するよう依頼しています。

障害福祉制度における給付と介護保険制度との適用関係③

【事務連絡に示した適用関係の具体的な考え方】

- ① サービスの支給決定に際しては、市町村において、サービスの利用に関する具体的な内容や意向を把握した上で、個々の障害者の状況に応じたサービスが提供されることが必要である。
- ② 市町村において、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めること。

保健福祉サービス等に関する行政協力について

- 被害者のニーズは、被害者自身の加齢、親族の高齢化等が相まって変化しており、介護のためのホームヘルパー等を必要とする重い障害のある被害者から就職を希望する被害者まで多種多様です。
- 各々の被害者のニーズに応えるためには、被害者の障害や症状に応じた的確な判断が必要なことから、医療、保健、障害福祉、介護保険等を所管する部局や保健所、福祉事務所等の関係機関や市町村、都道府県労働局等と連携しつつ、また、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」及び「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者要請内容」に記載された内容を踏まえ、積極的に対応されるようお願いします。